

令和 2 年 第 4 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 2 年 4 月 10 日 (金) 午前 9 時 30 分～			
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第 3 会議室			
3. 委員総数	12 名			
4. 出席した委員 (11名)	2 番 佐藤 直 3 番 須藤 孝子 4 番 巴 朋之 5 番 斎藤 勝義 6 番 斎藤 文男 7 番 佐藤 久美子 8 番 斎藤 久江 9 番 森 榮一 10 番 加藤 朋光 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊			
5. 欠席した委員 (1名)	1 番 須田 貴志			
6. 総会議長	会長 小林 豊			
7. 会議録署名委員	3 番 須藤 孝子 4 番 巴 朋之			
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木 和則 副主幹班長 小森 俊英 副主幹 三浦 利枝			
9. 議事日程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議			
議案第 11 号	農業委員会等に関する法律第 26 条に基づく職員の任免について			
報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について			
報告第 7 号	農地の転用事実に関する照会について			

議案第12号

農地法第3条の規定による所有権移転の件について

・・・【1件】

議案第13号

農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について

・・・【1件】

議案第14号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

・・・【45件】

議案第15号

特定農地の貸付けの承認について

◆事務局長

ただ今より、令和2年第4回農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時30分)

◇会長

【会長挨拶】

◆事務局長

小林会長、ありがとうございました。それではこれより議事に移りますが、議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせて頂きます。会長、よろしくお願ひします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1番 須田貴志委員より欠席の報告がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

3番 須藤 孝子委員 4番 巴 朋之委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長 日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長 日程第5 議案審議に入ります。

◇議長 議案第11号農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案5頁をお開きください。令和2年度4月1日発令の市職員の定期人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により農業委員会の同意を求めるものであります。

内容については、次の頁をご覧ください。転出者、転入者ともに3名となっております。

転出者としては、元農業委員会事務局長 村上司、農業委員会事務吏員 元総務部税務課長 山田克浩、同じく元市民福祉部市民課長 佐々木明美、新たな任用としては、農業委員会事務局長に佐々木和則、農業委員会事務吏員に、現総務部税務課長 早水和洋、現市民福祉部市民課長に佐々木修 でございます。

◇議長 議案第11号の説明が終わりました。ご質問ご意見等ございませんか

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第11号については同意することに、決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局長 報告第6号－1につきましては、新たな借受人に賃借することでの合意解約でございます。解約した農地は、議案第14号－15と16に新規の賃借権設定として上程されております。

次に報告第6号－2につきましては、借受した面積が小さく、機械作業に支障があり、効率的かつ安定的な農業経営が見込めないなどの理由による合意解約であります。

最後の報告第6号－3につきましては、借受人の健康上の理由による合意解約であります。

◇議長 報告第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第6号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、報告第7号農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 報告第7号につきまして、農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局より2件ありました。議案書8頁からになります。

最初に報告第7号－1につきましては、位置図および公図を9頁、10頁に掲載しておりますが、土地の表示につきましては、金浦字十二の前地内の田2筆、合わせて318m²でございます。市道金浦中央線に隣接する、TDK羽後(株)■工場の正面入口の北側の位置にあります。昭和55年8月1日に転用許可を受けておりますので、その旨回答しております。

次に、報告第7号－2につきましては、位置図および公図を11頁、12頁に掲載しておりますが、土地の表示が金浦大竹地域の大竹字割田地内「畑」35m²です。現地については、須藤

委員と確認し、現況は、農業用施設（農作業小屋）が建っておりました。農地転用許可は受けておりませんが、建築から35年以上経過していると見られることから、県においても現状回復命令は行わないとのことで、非農地として判断し回答しております。

◇議長

報告第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第7号-1と2については同意することに、決定して異議ございませんか。

・・・〈意義なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第12号農地法第3条の規定による所有権移転について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第12号につきましては、議案13頁に掲載しておりますが、土地の表示が大竹字巖岨地内他「田」「畑」12筆合わせて10,010m²でございます。

これは、同一世帯内親子間での後継者への部分贈与であり、農地法第3条第2項のいずれも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◇議長

議案第12号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第12号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第13号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第13号についてご説明いたします。議案書の14頁からになりますが、付近の見取図及び公図等については、議案書21頁から23頁に掲載しております。申請地は、にかほ市平沢地内の市道天ヶ町・堺田線、通称すずらん通りと平沢方面から仁賀保中学校に向かう市道平沢・小出2号線が交差する地点のすぐ南西側に位置しており、土地の表示につきましては、平沢字堺田地内の地目が田の農地270m²であります。現況についても水田で管理された農地であります。今般の転用申請に係る農地については、先の平成30年12月に転用申請により許可された [REDACTED] の工場用地であります、それに附属する、駐車場用地として造成するため、転用して購入するものであります。

先の [REDACTED] の工場用地の転用申請にあたっては、当時申請地の現況は果樹等が植栽され適正に管理されている土地であり、農地区分として第1種農地であるため農地転用は原則不許可となります。当該工場が一定規模集合する地域に接続して設置される上で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設として、不許可の例外として認められております。また現地につきましても、当時由利地域振興局職員及び小林会長より確認してもらっていることを申し添えます。

◇議長

議案第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第13号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。なお、議案の一部、

議案第14号－28から35は、1番 須田貴志委員に関連がありますが、本日欠席しておりますので、議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が45件でありまして、賃借権の新規が20件、再設定が25件、利用権設定の総面積は264,998m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書の25頁からです。

議案第14号－1及び2は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－3及び4は受人が同一の賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－5は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－6及び7は受人が同一であります。賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－8及び9は受人が同一であります。賃借権の再設定と新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－10及び11は受人が同一であります。賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－12は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－13は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－14は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－15及び16は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－17及び18は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－19は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－20から22は賃借権の再設定であります。契約

条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－23は賃借権の新設であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－24から27は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－28から35は受人が同一であり、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－36から38は受人が同一であり、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－39から42は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－43及び44は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第14号－45は賃借権の新設でありますが、ここで訂正がございます。計画書(案)の中の賃貸借の期間ですが、25年と記載されておりますが、正しくは5年に訂正してください。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第14－1から45のすべて説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第14号－1から45については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第15号 特定農地の貸付けの承認について上程します。事務局の説明を求めます。

- ◆事務局長 特定農地の貸付けにつきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付け申請でありまして、市から毎年更新申請されています。特定農地の貸付け 2 筆、9,906 m² の申請あります。
- ◇議長 議案第 15 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・(なしの声あり)・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第 15 号については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- ・・・(挙手全員)・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
- ◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。
- (閉会 午前 10 時 00 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第 27 条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和 2 年 4 月 10 日

会議録署名委員

委 員 3 番

委 員 4 番

